



R5.7.1 ~ R7.3.15 に
結婚された新婚さん
(ただし、新築/購入については
R2.4.1~R7.3.31 の婚姻も該当)



令和 6 年度

新婚世帯の 住居にかかる費用を 補助します

新築費用

自宅の
改修費用

新築/購入費用と
賃貸費用の併用交付
可能!

住宅購入費用

結婚に伴う
引越し費用

新規の
賃貸費用

上限 100 万円

上限 30 万円

初年度上限 30 万円
次年度以降 上限 20 万円
(最大 3 年間)

申請期間 令和 7 年 3 月 14 日 (金) まで

詳細についてはチラシ裏面、ホームページ、またはお問い合わせください

真庭市役所 地域みらい創生課 (真庭市久世 2927-2)

TEL 0867-42-1179 MAIL koryu@city.maniwa.lg.jp



真庭市 新婚さんバックアップ事業

対象となる新婚世帯

次の要件をすべて満たす世帯

- ・令和 5 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 15 日までに婚姻届が受理された新婚世帯
- ・補助金の申請および交付の日において真庭市に住民票のある世帯
- ・婚姻日において夫婦ともに 50 歳未満
- ・夫婦の令和 5 年分の所得の合計額が 550 万円未満の世帯（注）
※補助金申請時に令和 5 年分の所得証明が取得出来ない場合は令和 4 年分の所得で算出。
※貸与型奨学金を返済している場合は令和 5 年中の返済額を所得から控除できます。
（注）「夫婦の所得 550 万円」を年収に換算すると、約 740 万円程度
- ・真庭市税の滞納のないこと

対象となる経費

対象となる経費は令和 5 年 7 月 1 日以降に支払いをした以下のものです。

- ・新規の住宅取得費用
- ・新規の住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料等）
- ・結婚に伴う引越し費用（引越し事業者、運送事業者に支払ったもの）
- ・自宅の改修費用（居住部分に限る）

新築及び購入に限り令和 7 年 3 月 31 日までの間に結婚 5 年以内の世帯も含み、賃貸に係る補助金の交付は併用することができます。

補助上限額 合計額での上限額

初年度 30 万円

住宅取得の場合のみ 100 万円

次年度以降 住宅費のうち賃貸に係る経費のみ 20 万円

（初年度を含む 3 か年度）

申請期間

令和 7 年 3 月 14 日（金）まで

提出書類 申請状況に応じて下記の書類をご提出ください

【共通】

- 真庭市新婚さんバックアップ事業補助金交付申請書
- 戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日が確認できる書類
- 住民票の写し（世帯全員分で続柄のわかるもの）
- 取得できる最新年度の所得証明（※2、3 年目の申請の場合は不要です。）
- 真庭市税完納証明（申請者および配偶者のもの）
- 補助申請する経費の支払いのわかる書類（領収書・通帳の写しなど）

【それぞれの場合に必要】

- （住宅取得の場合） 売買契約書
- （賃貸住宅の費用の場合） 賃貸借契約書
- （賃貸住宅の家賃の場合） 住宅手当証明書
- （引越し費用の場合） 引越し費用の見積書
- （改修費用の場合） 改修費用の内訳書

申請書類はこちらからダウンロードできます

